

令和7年国勢調査に係る青森県広報業務 仕様書

1 目的

プライバシー意識の高揚や世帯人員減少による昼間不在世帯の増大、調査員の成り手不足など、統計調査をめぐる環境は近年とみに厳しさを増しているところである。

国勢調査は、県内に住む全ての人が調査対象となるものであり、調査の成功には広く県民の理解と協力意識の醸成が不可欠であることから、調査終了まで一貫したイメージで戦略的に情報を発信し、国勢調査の認知向上と回答意識の高揚、ひいては回答率の向上を図るものである。

2 業務の概要

上記の目的を達成するため、次の業務を実施する。

(1) 必須広報

電波、新聞、公共交通機関等の主要メディアで実施すべき広報活動。実施媒体・回数等は県が指定するが、(2)の提案の一部として上乘せ実施することを妨げない。

(2) 自由提案広報

県が提示する経費の範囲内で、国勢調査に関する県民の理解を深め、協力（回答）の動機を高める効果が高いものとして提案を求める広報活動。

3 各業務の実施要件等

(1) 必須広報（実施媒体及び回数、期間等の詳細は別表1）

以下の内容については必ず実施するものとし、係る経費を見込むこと。なお、掲出先との交渉・調整は、県から特段の指示がない限り、提案者が行うものであること。

① テレビスポット CM（15 秒）

別表1に記載する放送局・期間・時間区分において、指定の回数放送すること。なお、テレビ局に入稿するHDカム形式テープ又はデータは、別途県が支給する。

② ラジオスポット CM（20 秒）

別表1に記載する放送局・期間・時間区分において、指定の回数放送すること。なお、ラジオ局に入稿する音声データは、別途県が支給する。

③ 新聞広告（半五段・モノクロ）

別表1に記載する媒体において、指定の回数掲載すること。なお、新聞社に入稿するN_PDF形式データは、別途県が支給する。

④ バス広告（戸袋シート広告）

別表1に記載する者の路線バス車両において、戸袋シート広告を実施すること。なお、本項目については、下記により広告用の資材を制作するものとし、係る経費は提案

に含むものであること。

また、別表1の注記のとおり、一部の媒体は県においてあらかじめ数量・期間については仮予約済み（経費や条件の詳細は未確認）であること。

ア 広報資材の仕様

- ・縦 650mm×横 700mm（※各社共通とする）
- ・窓の外側に貼付し、1か月間程度風雨によっても色あせや意図せぬはく離等、広告に支障が発生しない耐候性を有する素材・コーティング等により作成すること。ただし、期間終了後ははく離しなければならないものであること。
- ・制作素材については、各社により異なる場合があることから、各提案者が確認のうえ経費の積算等を行うこと。

イ 作成する数量

- ・70枚

ウ 広告掲出内容

- ・県が別途支給するデータ（内容は別表2）を使用し、国勢調査の実施について県民に広く訴求するデザインを行うこと。

⑤ 鉄道広告（デジタルサイネージ・中吊り広告）

別表1に掲げる方法・回数・期間の広告掲出を行うこと。

ア J・AD ビジョン（東日本旅客鉄道株式会社）

動画素材は県が支給するが、入稿素材のデータ仕様に基づき、下記のとおり形式及びサイズの調整を行うものとし、係る経費は提案に含むものであること。

県が支給する素材	作成する素材
1080×1920(縦長)/15秒/mp4	720×1280(※)/15秒/wmv ※JR 東日本企画の納品仕様に従い、リサイズ後横置きとすること

イ 中吊り広告（県内私鉄各社）

掲出するポスターについては、別表1で示す数量に、各社が要求する予備分を加えた数量を県が支給するものであること。

(2) 自由提案広報

3(1)の経費を見込んだうえで、要領に示す上限額の範囲において、業務目的を達成するのに効果的な広報活動を提案すること。なお、提案にあたっては原則として提案者が雇用する人員の範囲で実現が可能なものとするほか、以下について留意・考慮すること。

① 提供・貸与が可能な素材等

別表2のとおりであること。なお、制作物（紙媒体）については、必須広報に係る所要数は、特段の指示があるものを除き県が支給するが、自由提案広報において用いる場合は、県がデータを支給し、受託者が制作するものとする。

② オンライン回答の啓発

ア オンライン回答啓発については、上記①とは別途、利用可能なツールがあるため、取組例とともに資料 1-1 のとおり示す。

イ 当該ツールの活用を提案するにあたっては、資料 1-2 の取り扱いに留意すること。なお、県内においては、青森西郵便局及び弘前郵便局においてオンライン回答支援ブースが設置される(主体は国)ほか、県においては調査員を任命しないため、「タブレット調査員」の実施提案は不可とする。

ウ 本項目の実施にあたって国に利用申請等を要する場合は、県が処理する。

③ 県・国が実施を予定する広報

資料 2 に記載の通りである。なお、国が実施する広報については、現状示されている情報は資料 2 の通りであるが、近日中に詳細が示される見込みであり、提供され次第、全ての参加表明者に送付する。

④ 市町村の取組予定（インターネット回答促進）

令和 7 年度の取組予定について、参考までに資料 3 のとおり示す。

4 業務の完了報告及び実施確認

全ての業務を完了した後、別に定める「委託業務完了報告書」を提出するものとし、これに次の書面を添付すること。

- (1) テレビスポット CM 及びラジオスポット CM については、放送確認書
- (2) 新聞広告については、記事を掲載した新聞 3 部
- (3) バス及び鉄道広告については、掲出先の掲出証明書 1 部、掲出の状況を記録した写真
- (4) その他の広報活動については、適宜実施状況が分かる写真等

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議の上行うこと。
- (2) 県または国が提供するデータを利用する際は、利用規約あるいはガイドライン等を十分確認し、違反のないようにすること。
- (3) 本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は、本業務の受注者が行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者が協議して決定すること。